

○関東地方整備局告示第二百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年五月十一日

関東地方整備局長 菊川 滋

第1 起業者の名称 茨城県

第2 事業の種類 一級河川利根川水系桂川改修工事（茨城県牛久市桂町地内）、これに伴う農業排水路及び排水樋管付替工事並びにこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県牛久市桂町字桂地内

2 使用の部分 茨城県牛久市桂町字桂及び字愛宕下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県牛久市井ノ岡町地内の一級河川利根川水系乙戸川（以下「乙戸川」という。）との合流点から同県稲敷郡阿見町大字吉原地内の阿見吉原東土地区画整理事業区域界までの延長3.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川利根川水系桂川改修工事、これに伴う農業排水路及び排水樋管付替工事並びにこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川利根川水系桂川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に掲げる河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法による河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴い、既設の農業排水路及び農業排水路から桂川へと接続する排水樋管が分断されるため、従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する排水路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により生じた、本件区間に架かる県道の橋梁改築工事に伴う迂回路及び工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

河川法第9条第1項により一級河川の管理は国土交通大臣が行うとするところ、同条第2項において国土交通大臣が指定する区間の一級河川における管理は都道府県知事が行うとされている。一級河川利根川水系桂川（以下「桂川」という。）における本件区間は、同条第2項に規定する指定区間の指定を受けていることなどから、起業者である茨城県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

桂川は、茨城県稲敷郡阿見町大字阿見町地内に源を発し、同町中央部を南東へ流れ、隣接する牛久市東部を南下し乙戸川に合流する、流路延長約10.0km、流域面積17.4km²の河川である。

しかしながら、桂川は本件区間を含む中流域から下流域にかけて河幅が狭小であり、流下能力が6m³/秒程度と低く、洪水時には河川の水位上昇による堤防からの越水や、堤内地の内水氾濫による浸水被害が発生しており、昭和61年の台風10号による豪雨では床下浸水17棟、農地17haの浸水被害が発生している。

また、桂川流域は一般国道468号（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」）の供用開始や阿見吉原東土地区画整理事業の実施などにより市街化が進んでいる地域で

もあることから、今後、越水や堤内地の内水氾濫による浸水被害の発生頻度の増加も懸念されている。

このような状況に対処するため、起業者は、平成13年9月に策定された「利根川水系霞ヶ浦圏域河川整備計画」に基づき、年超過確率1/10程度の降雨における洪水に対応するために定められた、計画高水流量 $30\text{m}^3/\text{秒}$ から $35\text{m}^3/\text{秒}$ を安全に流下させることを目的として、本件区間について、平成15年度より引堤及び河道掘削による本件事業を実施している。

本件事業の完成により、計画高水流量 $30\text{m}^3/\text{秒}$ から $35\text{m}^3/\text{秒}$ を安全に流下させ、治水安全度を高めることで、本件区間の背後地における住民の生命及び財産の保全に寄与するものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、「茨城における絶滅のおそれのある野生動物（動物編）」において危急種に指定されているアカヒレタビラの生息が確認されたが、川が本来持つ多様性に富んだ自然環境が保全・創設されるよう配慮した計画としたことから、本件区間外の改修済み区間においてアカヒレタビラなどの多種多様な生物の確認ができていたなど、本件事業の施行による希少動物への影響は軽微であると予測されている。

また、本件事業区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現在の計画高水流量 $6\text{ m}^3/\text{秒}$ を改修することにより、 $30\text{ m}^3/\text{秒}$ から $35\text{ m}^3/\text{秒}$ を安全に流下させることで、年超過確率 $1/10$ 程度の降雨における洪水による浸水被害を解消し、地域住民の生命及び財産の保全を図ることを目的とする河川改修事業であり、本件事業の整備計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令 第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施工方法については、張芝による引堤及び河道掘削による申請案のほか、ブロック積による引堤及び河道掘削による案、鋼矢板による護岸形成及び河道掘削による案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、用地取得必要面積が最も多いものの、事業費は中位であり、周辺自然環境との調和、景観面で最も優れており、施工期間が最も短くなることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行により生じた、本件区間に架かる県道の橋梁改築工事に伴う附帯工事として行う迂回路及び工事用道路の設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間においては流下能力が著しく不足していることから、過去に浸水被害が発生しており、本件区間の背後地への浸水被害の発生を防止するため、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県牛久市役所